

1. 件名：(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの令和3年度定期事業者検査の報告（開始時）についての面談

2. 日時：令和4年1月24日（月）13時00分～14時00分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

早川上席原子力専門検査官、千葉主任原子力専門検査官、

清水原子力専門検査官

(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

環境安全部 安全技術ユニット ユニットリーダー 他3名

5. 要旨

○(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン（以下「事業者」という。）から、定期事業者検査の開始時における報告について、資料に基づき説明があった。

- ・令和3年度の加工施設の定期事業者検査は令和4年2月11日から令和4年3月31日までの予定で実施する。
- ・保安規定に基づいて定める保全計画に従って定期事業者検査を実施する。検査項目は、別添1「検査計画・実施一覧表」に記したとおりであるが、検査対象が工事中のため検査を実施できる状態にない設備を除き、加工施設の維持管理のために使用する設備を可能な限り検査の対象とする。
- ・施設管理実施計画については、表1として定期事業者検査対象設備を一覧にしたもの、表2として安全機能を有する施設を一覧として作成した。本報告に添付していないが、施設管理の対象としては、安全機能を有する施設に影響を与える施設として400程度ある。安全機能への影響がない施設は事後保全としており、保全を実施した際には実績として記録する。
- ・保全の頻度が1年を超える施設については、毎年度計画する保全計画の中で実施時期を明確にしている。
- ・建物については、旧法の施設定期検査の検査項目としていた経緯があるが、保安活動の一環で点検（巡視、外観等）を行う。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・ポンプ、給・排気用送風機など、分解点検を実施するものは、表2の点検及び試験の項目において明確にすること。

- ・表 1 に記載の各検査項目は、どの技術基準を確認する検査になるか、明確にすること。
- ・別添 1 の注 4 の説明は、今後の設工認を受けて撤去予定のものであるため、検査をできる状態でないとしているが、まだ撤去されていない状態で検査が必要なものはないか、再確認すること。

○事業者から了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：定期事業者検査報告書（定期事業者検査開始時）

以上